

令和5年第3回教育委員会議事録

開催日時	令和5年3月24日（金） 午前9時30分～午前10時45分
場所	楽習館多目的ホール
出席者	教育長 井上 正人 教育長職務代理者 加藤 正道 委員 木下 史江 委員 高橋 洋一 委員 田口 理恵
事務局出席者	教育総務部長 荒浪 淳 学校教育部長 山本 誠 教育総務部副部長 井上 隆雄 学校教育部副部長 高橋 大祐 社会教育課長 小林 勝巳 文化財保護課 高山 治 学務課長 山内 修 指導課長兼小中一貫教育推進室長 和田 進 学校ICT推進課長 菅谷 昌史 教育総務課庶務係長 関根 郁也

○ 開会の言葉及びあいさつ 井上教育長

会議事項

1. 会議録の承認について

- (1) 令和5年第2回教育委員会定例会分
- (2) 令和5年第1回教育委員会臨時会分

【出席教育委員全員が承認】

2. 教育長諸報告について [別紙のとおり]

3. 議 題

【議案第10号の質疑に対応するため、五十嵐スポーツ振興課長入室】

議案第10号 [説明者 千葉教育総務部副部長兼教育総務課長

(荒浪教育総務部長が代理説明)]

八潮市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見聴取について

八潮市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、八潮市スポーツ推進審議会条例(昭和63年条例第2号)第4条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和5年3月24日提出

八潮市教育委員会教育長 井 上 正 人

提 案 理 由 八潮市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、八潮市長から八潮市スポーツ推進審議会委員の委嘱に対する教育委員会の意見を求められたので、この案を提出するものである。

【資料説明】

[質 疑]

な し

[教育長が採択を行い、出席者全員の賛成により承認される。]

【五十嵐課長退室】

議案第11号

[説明者 山内学務課長]

八潮市立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
委嘱について

八潮市立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定により議決を求める。

令和5年3月24日提出

八潮市教育委員会教育長 井上 正人

提案理由 前任者が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、この案を提出するものである。

【資料説明】

[質疑]

なし

[教育長が採択を行い、出席者全員の賛成により承認される。]

4. 各部課長報告・連絡事項

●荒浪教育総務部長

(1) 令和5年第1回八潮市議会定例会一般質問について

教育総務部関係では1名の議員から質問がございました。

質問及び答弁の内容につきましては、金子議員からの質問事項1「住みやすさナンバー1のまち・やしおの異次元の少子化対策について」の質問要旨1「結婚・出産の適齢期を迎える若者世代が急速に減少すると予測されている中で、今後10年が少子化を反転できる最後のチャンスという危機感のもと、国は大胆で前向きな政策を展開すべく、本格的な議論をスタートさせました。そこで、八潮市においても持続可能な都市機能を維持するために、地域で生まれ育った子どもたちに「住んでいるまちを誇りに」感じてもらえるような取り組みを推進し、

家族でずっと住み続けてもらうべく、以下5点に関して、伺います」の④「夢の実現をサポートする給付型奨学金の創設について」に対しては、「本市では、経済的理由により就学が困難な方に対し、入学準備金及び教育資金を無利子で貸付けする事業を行っております。また、学びたい気持ちを応援し、経済的理由によって進学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施している給付型奨学金をはじめとした各種奨学金制度を市のホームページに掲載して紹介しております。ご質問の「給付型奨学金」につきましては、現在、近隣の足立区において、特別区競馬組合からの分配金などを財源とし、足立区給付型奨学金として実施していると伺っておりますが、県内の近隣自治体では実施していない状況でございます。本市におきましても、現時点においては給付型奨学金の実施について検討をしておりますが、今後、国から示される「異次元の少子化対策」の具体的な施策や、近隣自治体の給付型奨学金制度の導入状況などを注視してまいりたいと考えております。」と答弁しました。

(2) 令和5年2月分「市民の声ボックス」の受付及び処理状況について

教育委員会への投書は6件ございました。内訳といたしましては、教育総務課1件、社会教育課2件、学務課2件、指導課1件でございます。

まず、教育総務課への投書は私からご説明いたします。教育総務課への投書は「市立学校室外機からの騒音低周波音被害をどうにかしてほしい」というもので、回答は求められておりませんので業務の参考とさせていただきました。その他の投書につきましては、各課からご報告申し上げます。

●小林社会教育課長

社会教育課への投書は2件ございました。まず1件目は「駅の近くに図書館が欲しい。蔵書は少なくとも、予約貸し出しのカウンターがあれば十分である。また学習コーナー的なデスクが充実していると、需要が高いと思う」というもので、2件目は「駅前出張所の図書館を土日どちらかでも良いので開館してほしい。人は最小限で運営したり、置き配のように鍵付きBOXに入れたり、何か工夫し

てやって欲しい。もしくは平日のうち数日でもいいので遅くまでやって欲しい。せつかく予約しても借りに行くチャンスが少なすぎる」との投書内容でいずれも駅前図書サービスに関するもので回答を要さないものでございました。

現在、土日祝日年末年始を除く午前9時から午後7時までの間で、駅前出張所図書窓口を開設しています。館としての位置づけではありませんが、図書サービスの利便性の向上を図るため、駅前出張所の開設時間に合わせて、その一角に図書窓口を併設し、サービスを展開しています。リクエスト本に対する図書の貸出と返却に特化した形となっておりますが、昨年度の貸出件数が3万7,643冊、1,282人の登録者数があり、図書サービスの一定の需要に対応しているところでございます。頂いた投書内容を踏まえ、今後も引き続き、図書の貸出・返却をはじめとする、サービス向上のための調査研究を行ってまいりたいと考えています。

●山内学務課長

学務課への投書は2件ございました。まず1件目は「給食当番の子どもの白衣について、香りの強い柔軟剤を使用する家庭があるせいで、持ち帰る白衣が吐きそうなほど臭い。一緒に洗う洗濯物に移りそうなほどなので、白衣の持ち帰りを廃止にできないか」というもので、2件目は「給食費を無償化にしてほしい」との投書内容でいずれも回答を要さないものでございましたので、事務の参考とさせていただきます。

●和田指導課長兼小中一貫教育推進室長

指導課への投書は1件、「中学校の生徒が登校時に歩きタバコをしながら通学しているのを何度か見かけている。学校は把握していないのかもしれないが、制服でしかも学校に登校しながらは学校の指導も必要だと思う。」というもので、回答を要さないものでございましたので、学校へ情報提供をし、警察等とも連携を取りながら丁寧に進めてまいります。

●山本学校教育部長

(1) 令和4年第4回八潮市議会定例会一般質問について

学校教育関係では9名の議員から質問がございました。

質問及び答弁の内容につきましては、まず、荒川議員からの質問事項2「小学校登下校の見守り活動について」の質問要旨1「文部科学省の教員勤務実態調査等から明らかになった教員の皆さんの長時間労働。心身の健康・教育の質・教員志望者数等への影響も危惧されることから、働き方改革が進められています。市内小中学校においても、教職員の働き方改革の推進に伴い、児童生徒の登校時間を現行より10分遅らせる方針で、各校ごとに対応し準備が整い次第、後ろ倒しが図られる旨で、議論・調整が行われています。一方、女性就業率の増加は総務省の労働力調査からも明らかで、特に30～34歳の女性就業率は、1999年の53.4%が2019年には75.4%へと、22%もの大幅増加となっています。共働き世帯が増加傾向にある社会情勢の中、小学校の旗振り活動に参加する保護者にとって、出勤前の時間帯ということで数多くの声が寄せられています。そこで、将来を担う子どもたちの安全で安心な学校生活を支えるために、地域が一体となった小学校登下校時の見守り活動に繋げるべく、以下3点伺います。」の②「地域ボランティアと連携した取り組みについて」に対しては、「教職員の働き方改革を推進する観点から、各校におきましては、可能な限り児童生徒の登校時間と教職員の勤務開始時刻の差を小さくするよう、児童生徒の登校時間を遅らせる検討が進んでいるところでございます。このことは、教職員の負担を軽減するために重要なことであると考えております。一方で、登校時間が遅くなることで、保護者の方が、旗振り後の通勤に支障が生ずるため、旗振り活動に参加することが難しくなるとの声も聴いております。このような問題に対しまして、市内各学校におきましても様々な対応を検討しております。ある学校では、従来から地域の方々が交通量の多い道路沿いを中心に見守り活動を実施しており、登校時間が今よりも遅くなっ

た場合においても同様に見守り活動を継続していただけると伺っております。また、別の学校では、旗振り活動が難しくなる家庭が増加することの対策として、地域の方々から旗振りボランティアを募ることで、問題の解消を図っていくと伺っております。今後の旗振り活動の在り方につきましては、交通指導員の増員、ボランティアによる対応、地域の方々の協力なども視野に入れながら、PTA、学校、地域、教育委員会が連携し、より良い方策を見出すことで、児童生徒の安全な登下校を推進してまいりたいと考えております。」と答弁しました。

次に、金子議員の質問事項1「住みやすさナンバー1のまち・やしおの異次元の少子化対策について」の質問要旨1「結婚・出産の適齢期を迎える若者世代が急速に減少すると予測されている中で、今後10年が少子化を反転できる最後のチャンスという危機感のもと、国は大胆で前向きな政策を展開すべく、本格的な議論をスタートさせました。そこで、八潮市においても持続可能な都市機能を維持するために、地域で生まれ育った子どもたちに「住んでいるまちを誇りに」感じてもらえるような取り組みを推進し、家族でずっと住み続けてもらうべく、以下5点に関して、伺います」の③「家計負担を軽減する給食費無償化の検討について」に対しては、「給食費の無償化につきましては、東京都の一部の自治体等で時限的に無償化を開始すると伺っておりますが、大半の自治体では無償化に踏み切れない状況にあります。報道によりますと無償化に踏み切れない自治体からは「恒久的な財源確保が難しい」、「国や都道府県の財政的な支援が必要」等の声が見受けられます。また、市内の小中学校に通う児童生徒がいる家庭に限定した実質的な金銭面での支援となり、市外の小中学校に通う児童生徒がいる家庭に対しては支援が及ばない、といった事情を考慮する必要もありますので、その実施については、他の支援施策との関係も踏まえながら、慎重に考えるべきものと捉えております。」と答弁しました。

次に、鈴木議員の質問事項4「児童生徒の健全育成のための施策の充実について」の質問要旨1「近年の小学校・中学校における問題行動の現状と推移について」に対しては、「近年の小学校・中学校における問題行動の現状と推移につい

てでございますが、小学校・中学校における問題行動に係る客観的な指標となるものとしたしまして、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」がございます。この調査は、文部科学省が毎年度、全国的に行っている調査であり、その目的・内容としましては、児童生徒の校内における暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の問題行動について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るために行っている調査でございます。県が公表いたしました「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、小学校・中学校ともに「相手を殴る」「身体を突き飛ばす」などの「生徒間暴力」が最も多く、次いで、小学校では、「教師を殴る」「教師に椅子を投げつける」などの「対教師暴力」、中学校では、「窓ガラスを故意に割る」「トイレのドアを故意に壊す」などの「器物損壊」となっております。この調査における問題行動の推移をみてみますと、令和3年度の小学校・中学校における暴力行為の発生件数は3,591件となっており、令和2年度の3,782件に比べて5.1%減少しております。小学校では令和元年度から2年連続で減少しておりますが、中学校では令和2年度に比べ35.7%の増加となり、平成29年度と比べると、44.6%増加となっております。一方、この調査における本市の状況を申し上げますと、令和3年度の調査では、問題行動における暴力行為の件数は49件ございました。過去の数値と比べてみますと、平成29年度が91件、平成30年度が75件、令和元年が56件、令和2年度が62件となっており、多少の増減はございますが、減少傾向となっております。

今年度の数値は12月までの状況となりますが、54件となっており、昨年度よりは増加している状況が伺えます。本市としましては、引き続き、未然防止と早期発見・早期対応の取組を推進し、児童生徒の特性や家庭環境など、暴力行為の背景に着目した指導や支援に取り組んでまいります。」と答弁しました。次に質問要旨3「スクールカウンセリングの現状と強化について」に対しては、「スクールカウンセリングは、児童生徒の心理的な発達を援助する教育活動であり、学校では、教職員が児童生徒の様子を注意深く見守りながら、スクールカウンセラーやさわやか相談員と協同し、適切な支援をおこなっております。また、教育相談所や子育て支援課、児童相談所など、外部機関や専門機関と連携しながら、丁寧

なカウンセリングを実施しております。今後も、児童生徒の健全育成のために、教育相談体制の充実を図ってまいります。」と答弁しました。

次に、内田議員の質問事項1「小中学校の登校について」の質問要旨1「現在、小中学校教員の勤務開始時間は、一部異なる学校もありますが、おおよそ午前8時20分からとなっています。しかし、児童、生徒は午前8時前にすでに学校に登校している状況が伺えます。そこで4点伺います。」の①「教員の勤務開始時間と、児童、生徒の登校時間の現状について」に対しては、「教職員の勤務開始時刻につきましては、八潮市立小、中学校管理規則により、各校の校長が定めることとなっており、市内15校の小中学校の勤務開始時刻は、午前8時10分が3校、午前8時15分が4校、午前8時20分が8校でございます。また、児童生徒の登校時刻につきましても、各校により差はございますが、概ね7時40分から8時25分の間で登校しているところでございます。」と答弁しました。次に②「登校時間変更の動きについて」に対しては、「現在、市内小中学校におきましては、教職員の勤務開始時刻より前に児童生徒が登校する状況となっており、児童生徒の登校に合わせて教職員が出勤するなど、勤務開始前に対応する状況となっております。そのため、各校におきまして、可能な限り児童生徒の登校時刻と教職員の勤務開始時刻の差を小さくするよう、児童生徒の登校時刻を遅らせる検討が進んでいるところでございます。各校へ検討の進捗を確認しましたところ、令和5年度より登校時刻を遅らせる小学校は3校を予定しており、その他の学校におきましては、地域の実態等を見極めながら慎重に検討を進めている学校も複数ございます。」と答弁しました。次に③「登校時間変更により発生する問題点について」に対しては、「登校時刻変更により発生する問題点につきましては、勤めている保護者の出勤時刻への影響が挙げられます。児童生徒が自宅を出る時刻が遅くなれば、それに伴い保護者の出勤も遅くなるため、職場の理解を得る必要性が生じることが考えられます。また、特に小学生の児童をもつ家庭において、保護者が児童より先に出勤する場合には、児童が一人で戸締まりをしなくてはならないことも考えられることから安全確保が課題となります。以上のことから、登校時間の急な変更は難しいものと考えております。現在、登校時刻の変更を検討している学校につきましては、この点を考慮し、PTAや地域の方々、学校運営協議会への理解と協力を求めるなど、丁寧な対応を心がけながら進めている状況でござ

ございます。」と答弁しました。次に④「登校時間変更に伴う立哨指導等について」に対しては、「登校時間変更に伴う登校時の交通安全指導についてでございますが、令和5年度から登校時間を変更する予定の小学校3校につきましては、今年度と同様の対応となるのが2校、交通安全指導をPTAからボランティア主体に変更する学校が1校でございます。」と答弁しました。

次に、前原議員の質問事項1「教員不足問題について」の質問要旨1「埼玉県教育委員会は教員のなり手が不足していることから、教員免許保持者で教職に就いていない方を対象に昨年「ペーパーティーチャーセミナー」を実施した。また、2023年7月から実施する2024年度採用の県公立学校教員採用試験においては、民間企業での経験者を対象に教員免許を所有していなくても受験できる「セカンドキャリア特別選考」を新設し、2年以内の免許取得を条件に内定を出す方針を示した。そこで以下、本市のお考えについて伺う。」の①「本市の教員採用人数の増減について」に対しては、「まず、教職員の採用につきましては、埼玉県教育委員会が教職員を採用しており、この県費負担教職員を県が各市町村へ配当しております。本市といたしましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められている各校学級数に応じた教職員定数を充たすよう、次年度の児童生徒数について住民基本台帳を基に学級数を算出しながら、県費負担教職員を各校へ配置しております。そのため、年度ごとに学級数が増減し、これに合わせて教職員定数も変動することから、一様に比較することは難しい状況ではございますが、過去3年間におきましては、令和2年度は、小中学校合わせて232学級に対し、387名の県費負担教職員を配置、令和3年度は、小中学校合わせて234学級に対し、392名の県費負担教職員を配置、令和4年度は、小中学校合わせて236学級に対し、393名の県費負担教職員を配置しており、県費負担教職員の増減につきましては、令和4年度は令和2年度と比較して6名の増、令和3年度と比較して1名の増でございます。」と答弁しました。次に②「本市の教員人材確保の動向について」に対しては、「本市の教職員につきましては、先ほど申し上げた公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、教職員定数に見合った人数を各校へ配置しております。この教職員

定数に対し、不足が生じた場合につきましては、埼玉県教育委員会へ必要な教職員の配置を要望しており、例年、数名の配置をいただいているところです。

現在、全国的な教職員不足が叫ばれており、本市におきましても、毎年、定年退職や途中退職、遠方への転居に伴う人事異動等がございますが、数年先を見据えた人事事務を行うことにより、学級担任がいないというような状況には至っておりません。人材確保につきましては、今後も引き続き、埼玉県教育委員会へ必要な教職員の配置を要望してまいりたいと考えているところでございます。」と答弁しました。次に③「教員のスキルアップと指導について」に対しては、「教員のスキルアップと指導についてでございますが、埼玉県教育委員会では、採用後の年数ごとに年次研修や各地域における教育の推進者を育成する中央研修、各教科の推進者を育成する特定研修などを実施し、教員のスキルアップを図っております。各種研修を受講し、研究と修養に努めることは、地方公務員法や教育公務員特例法で教員の権利であり義務であると定められております。市教育委員会といたしましても研修を受ける機会を保障することは重要なことであると考えております。本市の研修につきましては、教員採用後、2年目、3年目、臨時的任用教員、任期付教員を対象とした個別指導や若手教員を中心に学力向上指導員が個別指導を実施しております。指導を受けた教員の中には、目指すべき授業展開モデルである八潮スタンダードに則った授業を展開し、子どもたちの考えを生かした授業が実践できるようになったとの報告があり、確実にスキルアップをしております。また、全国学力・学習状況調査で大きな成果を上げている秋田県小坂町と相互研修を実施しております。派遣された教員が授業研究会を行うことで、秋田県で学んだ授業のスキルを市内各校に広めております。さらに、学校全体への指導として、東部教育事務所と八潮市教育委員会で市内各校を訪問し、指導主事から授業をした教員に対して授業改善の指導をしております。本市といたしましては、教員のスキルアップを図るにあたり、手本となる良い授業を参観することが重要であると考えております。今後も、授業研究会等の研修の機会を設定し、教員のスキルアップと指導を充実してまいります。」と答弁しました。

次に、池谷議員の質問事項2「子どもの権利条例制定について」の質問要旨1「1989年11月、国際連合が採択した子どもの権利条約は、子どもを

権利を持つ主体として認め、成長の過程に応じてその権利を保障するものです。日本は1994年に批准しています。ユニセフの説明ではその原則は4つあるとし、4つ目の原則として子どもの意見の尊重を上げています。子どもが意見を表明し、参加できることとしています。そこで、伺います。の①「学校現場でこの意見表明権をどのように尊重していますか。」に対しては、「子どもの権利条約は、子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約であり、教育の土台とも言える内容であると捉えております。意見表明権についてでございますが、学校では児童生徒が主体となって自らの生活の充実や学校生活の改善、向上を図っていく取組として、児童会活動や生徒会活動、学級活動がございます。現在、各小・中学校ではこれらの学習活動を通し、自分の考えを述べ意思決定をしたり、一人一人の意見を尊重しながら合意形成を図ったりする自主的・実践的な力をつける活動を行っております。また、児童生徒は各教科の学習において、人権やユニセフの活動、子どもの権利条約について学んでおり、発達段階に応じた正しい知識を身に付け理解を深めているところです。今年度、文部科学省により12年ぶりに改訂された生徒指導に関する基本書「生徒指導提要」におきましても、「子どもの権利条約」に関する4つの原則が明記されたところがございますので、今後も、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育に努めてまいります。」と答弁しました。

次に、大島議員の質問事項1「学校給食ビジョンについて」の質問要旨1「学校給食ビジョンについて」の①「学校給食ビジョン中間報告での給食室の面積が、学校給食法施行令で定められている面積より大きい理由について伺う。」に対しては、「はじめに、学校給食法施行令で定められている、「学校給食の開設に必要な施設」の面積に関連する条文等といたしましては、同法施行令第3条、第4条、第5条及び別表に規定がございます。これらの条文等につきまして、一部抜粋してご紹介いたしますと、第3条では、「国が学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費について補助する場合には、第4条又は第5条の規定により算定した額の二分の一を補助するものとする」と規定さ

れております。次に第4条では、「学校給食の開設に必要な施設に要する経費は、国が定めた建築単価に単独校調理場又は共同調理場のそれぞれについて、児童等の数に応じ別表に掲げる面積を乗じて算定する」とされております。

第5条では、「学校給食を実施するために必要な規格及び数量の設備に要する経費を基礎として国が定めるところにより算定する」とされております。別表では、単独校調理場と共同調理場の児童等の数とそれに対応した面積が記載されており、国が補助を行う場合の算定基準として示されております。この別表においては、単独校調理場の算定基準は7区分ありますが、その一部をご紹介しますと、児童等の数が200人以下の場合には面積が96平方メートルで、同じく401人から600人までの場合には面積が150平方メートルとされております。また、共同調理場の算定基準は9区分ありますが、その一部をご紹介しますと、児童等の数が3,001人から4,000人までの場合には面積が736平方メートル、同じく6,001人から7,000人までの場合には面積が1,115平方メートルとされております。これらの規定は、あくまでも国が補助を行う際の算定基準であり、実際に整備された学校給食の施設と比べますと、面積がかなり少ないものと考えられ、この算定基準の範囲内で衛生管理を徹底した環境を整え、かつ、高性能な調理機器を備えた学校給食の施設を整備することは非常に困難であるとの認識でございます。そこで、学校給食ビジョン中間報告では、国の補助を得るための最低限の基準とすることは考えずに、この政令の基準にある「児童等の数」ではなく、安全な調理工程を確保するために必要な面積を算出することを念頭に「食数」でまとめており、単独校調理場の200食では約230平方メートル、600食では約410平方メートル、共同調理場では公設センター1か所の想定で7,500食、建物の延床面積で3,700平方メートルとしておりますことから、国が定めた補助の算定基準を大きく上回る面積となっております。学校給食ビジョンの中間報告でお示した調理室等の面積につきましては、本市が「八潮市学校給食ビジョン策定支援業務」を委託している事業者が、調理器具メーカー等と連携し、各食数に応じて必要となる調理施設等を割り出し、それに応じた面積を算出しているため、実際に必要となる面積は、国が定めた補助の算定基準ではなく、学校給食ビジョン中間報告でお示した面積が妥当であると考えておりま

す。」と答弁しました。次に②「今後のビジョン策定のまとめに向けて栄養教諭の参加の有無について伺う。」に対しては、「学校給食ビジョンの中間報告を作成後、現在、本編の策定に向けた検討を続けており、令和5年度の早い段階で学校給食ビジョンの本編の案をお示ししたいと考えております。学校給食ビジョンの策定にあたりましては、これまでも、大学の看護栄養学部栄養学科で教鞭をとられている教授の方を、学校給食事業推進専門員として委嘱し、適宜助言をいただいているところであり、また、市教育委員会の栄養士による学校給食の経験も活かしながら策定を進めているところでございます。ご質問の、学校給食ビジョンの策定にあたって栄養教諭の参加はあるのか、とのことにつきましては、現在の本市の学校給食提供方式がデリバリー方式であり、本市内には栄養教諭が配置されていないことから、参加は予定しておりません。」と答弁しました。

次に、同じく大島議員の質問事項2「新型コロナウイルス感染症の5類への移行を踏まえた上での小中学生の学校生活について」の質問要旨1「新型コロナウイルス感染症の5類への移行を踏まえた上での小中学生の学校生活について」の①「給食後の歯磨きについて伺う。」に対しては、「給食後の歯磨きにつきましては、現在、歯磨きを行っている学校が11校、行っていない学校が4校となっております。今後の対応につきましては、4月1日以降の学校教育活動について、文部科学省から改めて通知が発出される予定でございますので、その通知内容や感染状況等を踏まえ、慎重に検討してまいります。」と答弁しました。

次に②「令和4年度の卒業式の対応について伺う。」に対しては、「本市における令和4年度の卒業式の対応につきましては、国や県からの通知を受けて、マスクの着用につきましては、卒業児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とし、歌や呼びかけの時にはマスクを着用することとしております。保護者や来賓につきましては、マスクを着用することとしております。また、保護者の人数制限や在校生の参加につきましては、学校判断としております。」と答弁しました。次に③「持病はないが、マスクが外せなくなった子どもたちへの心身のケアについて伺う。」に対しては、「マスクの着脱につきましては、個人の主体的な判断を尊重するなど、本人の意思に反して、マスクの着脱を強いることがないようにすることや、マスク着用の有無による差別・

偏見等が起きないようにする等、適切な対応について各学校に周知しております。マスクの着脱を含め、悩みや不安を抱える児童生徒のケアについては、さわか相談員やスクールカウンセラーと連携しながら心に寄り添った対応を引き続き行ってまいります。」と答弁しました。

次に、小宮議員の質問事項1「学校給食について」の質問要旨1「八潮市学校給食ビジョン中間報告についてお伺いします。」の①「パブリックコメントでは、214名470件の意見が寄せられ、そのうち自校方式を求める意見は178件、親子方式を求める意見を含めると191件の意見がありました。市ホームページに掲載されている「八潮市学校給食ビジョン中間報告」の1ページでは、パブリックコメントの結果を反映しました、とありますが、どこに反映されているのかお伺いします。」に対しては、「八潮市学校給食ビジョン中間報告につきましては、先に中間報告（案）を作成し、この案を対象に、令和4年8月4日から9月2日までの期間中にパブリックコメントによる意見募集を行い、その結果を踏まえて作成したものでございます。このパブリックコメントを実施した結果、214人の方から合計470件の意見をいただき、市の対応及び考え方を5つの反映区分にまとめたところでございます。それぞれの反映区分と件数につきましては、「意見を反映し案を修正する（した）」が1件、「すでに案で対応している」が13件、「案の修正はしないが実施段階で参考としていく」が200件、「意見を反映できなかった（しない）」が248件、「その他」が8件でございました。このうち、「意見を反映し案を修正する（した）」の1件につきましては、「親子方式における栄養教諭等の配置」に関するもので、提出された意見は、「親子方式の栄養教諭配置条件が単独校調理場方式に準じると記載しているが、市が条例制定することにより、親子方式の調理場を共同調理場として扱うことができる。」という趣旨の内容でございました。この意見に対する「市の対応・考え方」につきましては、「栄養教諭等の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定されています。この法律の基準において『親子方式』という定義自体はないため、一般的に親子方式と呼ばれる方式は、単独校調理場か共同調理場のいずれかの扱いとなります。設置した親子方式の調理場が共同調理場と認められる場合には、栄養教諭等の配置基準はご指摘のとおりとなりますが、その

認定に関する規定はなかったことから、県に確認をして今回の案を策定しています。現状では、具体的な調理場の設計となっていないことから明確な回答が得られず、今回の案では単独校調理場としての配置数を記載させていただいたところです。他自治体の計画を参考にもしましたが、その際には親子方式に係る栄養教諭等の配置については、単独校調理場としての基準とするもの、共同調理場としての基準とするもののが散見される状況もあり、今回の案では単独校調理場としての配置基準に基づき策定しています。今後、ご意見を参考に、このような背景をより適切に表記できる方法を検討いたします。」としており、中間報告の11ページにある表の欄外に、「親子方式の調理場が共同調理場として認定されるための基準が明確でないことから、当ビジョンにおける親子方式の配置基準では、単独校調理場方式と同様としています。設置した親子方式の調理場が共同調理場として認められる場合には、公設センター方式と同じ配置基準となります。」と記載することにより、意見を反映したところでございます。この他、「すでに案で対応している」「案の修正はしないが実施段階で参考としていく」「意見を反映できなかった（しない）」「その他」につきましても、全てを1件1件確認した結果であり、「市の対応・考え方」の部分で考え方を全てお示ししているとおおり、中間報告を作成する際に踏まえたものであるため、記載内容の修正はなくても、中間報告の作成にあたり役立てたところでございます。」と答弁しました。次に②「学校給食審議会の答申で出された、「リスクを分散させるため、市内に複数の共同調理場を設置するものとし、単独校方式及び親子方式での運用が合理的な学校については単独校方式及び親子方式を採用するものとする。ということにできていないと思います。答申をどのように検討されたのかお伺いします。」に対しては、「学校給食審議会からいただいた答申には、「リスクを分散させるため、市内に複数の共同調理場を設置するものとし、単独校方式及び親子方式での運用が合理的な学校については単独校方式及び親子方式を採用するものとする。」とされていたので、その運用が合理的か否かについて、学校給食の提供方式の比較検討を行い判断した結果、単独校方式及び親子方式での運用は合理的ではないとの結論に至り、中間報告でお示したとおおり、「公設の給食センター1か所」を新たに整備することが望ましい、としたところでございます。」と答弁しました。次に③「パブリックコメント

に、リスク分散のために複数ラインを検討していくとの回答ですが、複数ラインにするお考えはありますか。」に対しては、「公設の給食センターを整備する場合に、リスク分散のために複数のラインで実施することにつきましては、今後、公設センターの整備に向けた具体的な計画を進めていく中で検討すべき事項であるととらえております。」と答弁しました。次に質問要旨2「新設小学校への給食調理施設の設置について「教育の機会均等」の考え方の下で学校給食の提供方式が特定の学校だけ異なるのは望ましくないとのことですが、センター方式と自校方式の両方の提供方式を採用している自治体もあります。提供方式が異なっても同じように食育を行うことは可能ではないでしょうか。」に対しては、「センター方式と自校方式がそれぞれ採用された場合の食育のあり方につきまして、食育を行うこと自体は、それぞれの特性を活かした方法で行うことは可能であると考えますが、中間報告でもお示したとおり、新設小学校1か所だけ特別な対応をすることは、運用の面から合理的であるとは言えず、教育の機会均等の観点からも、学校給食の提供方式という、重要な教育の要素が特定の学校だけ異なることは望ましい状態ではないものと考えております。」と答弁しました。次に質問要旨3「学校給食提供方式という、住民の福祉に重大な影響を与える事項に対して、多くの意見が寄せられています。公設センター1カ所という結論について、住民投票を行うべきではないでしょうか。」に対しては、「学校給食ビジョンは、市教育委員会が本市の学校給食の将来構想とするために策定するものであり、その内容の実現を目指すべきものであるとの認識でございますが、「公設の給食センター1カ所」の実現に向けては、学校給食ビジョンの策定後も、さらに多くの時間を要すものと考えております。公設の給食センターを整備するにあたりましては、まず土地の確保が必要となりますが、現時点ではその候補地を検討することから始める必要があります。併せまして、事業手法も複数の候補が考えられる中、本市の今後の財政状況を見極めながら、慎重な判断をしていく必要があります、その検討に多くの時間を要すものと考えております。さらには、給食センターの機能につきましても、安全・安心な施設運営を念頭に、どのようなコンセプトとし、必要な機能をどのように盛り込むか等の、重要な多くの事項について慎重に検討を重ねる必要があると認識しております。このため、具体的な事業の概要は、今後、検討を重ねて作り上げてまいりたいと考えております。「公

設の給食センター1か所」という学校給食ビジョンでの結論について、住民投票を行うべきではないか、とのことでございますが、市教育委員会といたしましては、学校給食ビジョンの策定後、具体的な事業の概要をお示しすることができるよう準備を進め、その内容を、市議会議員の皆様はもとより、市民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧にご説明してまいりたいと考えておりますので、住民投票に判断を委ねる考えはございません。」と答弁しました。

次に、同じく小宮議員の質問事項2「学校給食費について」の質問要旨1「現在、多くの自治体が物価高騰のために給食材料費への助成を実施しています。最近、給食の量が減っているとの声が聞かれます。食材費高騰により、十分な量が確保できないのではないですか。保護者の負担を増やさずに市が材料費の助成をすのお考えはありますか。」に対しては、「義務教育諸学校である小学校及び中学校の学校給食における経費の負担につきましては、学校給食法第11条で定められており、第1項では、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」と定められており、本市の場合では、食材費以外の経費を市が負担することとなっております。また、同条第2項では、「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。」と定められており、食材費は保護者が負担することとされておりますので、本市におきましても、食材費に相当する金額を給食費としていただいております。昨今では、世界情勢の変動等を背景に物価が高騰していることから、食材の購入価格も上昇傾向にあり、外食産業やスーパー等では量が少なくなるといった事例が一部見受けられます。学校給食の場合、本市栄養士が学校給食摂取基準に基づき、カロリー、タンパク質等の栄養価を計算しながら、4ヶ月程前から献立案の作成に取り掛かり、献立案作成後には、本市栄養士が給食のサンプルを作成し、学校給食提供事業者の栄養士を交えて、総カロリーや味、栄養バランス等を検討して最終的な献立を作成しております。以上のことから本市の学校給食において、総カロリーを学校給食摂取基準内になるよう給食を提供しており、教育委員会が把握する範囲では、児童生徒及び教職員から、給食の量が少なくなったという指摘はございません。現在、本市におきましては、市内の給食提供事業

者が食材を購入し、学校給食を提供しているところであり、今すぐに食材費を増額しなければ学校給食を提供できない、という状況にはないとの認識でございますが、今後さらに食材費が高騰した場合には、高騰した部分について、どのように対応していくべきか検討する必要性が生じるものと考えております。」と答弁しました。

次に、大泉議員の質問事項1「学校給食ビジョンについて」の質問要旨「八潮市学校給食ビジョン中間報告は令和4年11月にまとめられ、本市のホームページで公表されています。これからビジョンの策定に向けてまとめに入りますが、食中毒事故を教訓とし市民の皆様の疑問や不満、事故のネガティブなイメージが払拭され、安全安心でおいしい学校給食になるよう現状やビジョンの策定内容、その広報について伺います。」の質問要旨1「中間報告で示された1センター方式では栄養教諭の配置が3人だが、2センター方式では4人となる。単独方式では7.5人となるが、評価では配置人数が一番少ない1センター方式が一番高く評価されていることについて見解を。」に対しては、「八潮市学校給食ビジョンの中間報告では、本市の学校給食基本方針として6つの方針を掲げており、このうち、学校給食の提供方式毎の比較が可能な5つの方針について評価を行ったところでございます。この結果、公設の給食センター1か所を新たに整備することが望ましいとの結論に至ったものであり、栄養教諭の配置人数の違いのみで評価をしたものではございません。なお、中間報告の各提供方式の評価（総括表）にも記載がございしますが、単独校調理場方式、いわゆる自校方式と親子方式におきましては、栄養教諭等の未配置校が生じてしまうため、未配置校の衛生管理及び食育を十分に行うことができず、大きな課題が生じるものと認識しております。

この点につきましては、自校方式で学校給食を提供している学校を視察し、また、実際に自校方式で学校給食を実施している学校に勤務していた教員から聞いたところによりますと、学校に配置される栄養教諭等は1人であることから、献立の作成や食材の仕入れ、調理、配食、後片付け、調理器具や食器、調理場の洗浄、食育指導等、その学校の給食に関するあらゆる業務に対応することとなり、他の学校の学校給食への対応は、極めて困難である、との話を伺っております。また、栄養教諭等が配置されていない学校におきましては、管理職を中心に、栄養に関する資格を有していない教職員が日々学校給食の業務を学校内で行うことになり、衛生管

理や食育の実施に関する課題だけでなく、教職員の負担が大幅に増加することが懸念されるところでございます。このため、栄養教諭等の配置基準で算出した際に、自校方式の方が一番人数が多いから優れている、とは一概には言えないものと考えております。」と答弁しました。次に質問要旨2「1センター方式は一か所での調理数が多く、朝早くからの仕込みや調理となり、市職員が目視チェックができていない時間がある。安全性が確保できない方式だが、なぜ職員が仕込みから目視できる他の方式を採用し、安全チェック体制を構築しないのか、その理由について。」に対しては、「現在、給食の調理の状況や盛付け、配送までの流れについて、目視で市教育委員会の職員が定期的に確認しているところがございますが、これは、民間事業者が管理する施設内での業務であることから、衛生管理が日々確実に行われているのかを確認するために行っているところがございます。公設の給食センターを整備した場合には、市の管理下での業務となりますので、自らの判断により必要な設備を設置することが可能となるほか、従事者に求める役割を任意に設定することができ、市の考えのもとで衛生管理を厳格に行うことが可能となりますので、仮に早朝からの業務が行われる場合におきましても、必ずしも市職員が目視で確認しなければならないとは考えておりません。」と答弁しました。次に質問要旨3「ビジョンの中にある学校給食基本方針の方針4では、食物アレルギーに対応した給食を提供するとあります。この学校給食ビジョン基本方針に含まれるアレルギー対応食の提供について伺います。」の①「想定されるアレルギー対応食の一日の種類数と提供食数について」に対しては、「想定されるアレルギー対応食の一日の種類数と提供食数につきましては、今後、施設整備に向けた具体的な計画を進めていく中で検討すべき事項であるにとらえておりますが、一定の条件のもとで、可能な対応をしてまいりたいと考えております」と答弁しました。次に②「1センター方式の図面にあるアレルギー調理室でどのように一日のアレルギー対応食数を調理するのか」に対しては、「1センター方式の図面にあるアレルギー調理室でどのように一日のアレルギー対応食数を調理するのか、とのご質問でございますが、まず、学校給食ビジョン中間報告でお示しした図面は、公設の給食センター1か所を整備する場合の簡易な「施設イメージ」であり、実際に設計する際には、各部屋の配置の変更を伴い、その面積も多少の増減はあるものと考えて

おります。このような前提のもとで、現時点でのアレルギー調理室は、確実に仕切られたスペースとし、一部の原材料を取り除く「除去食」での対応を想定しているところがございますが、こちらも、今後、施設整備に向けた具体的な計画を進めていく中で、改めて検討すべき事項であるととらえております。」と答弁しました。次に質問要旨4「今後行われるパブリックコメントについて、前回は保護者から多くの意見をいただけるような個別の広報を行わなかったが、次回の広報の仕方について伺います。」に対しては、「学校給食ビジョンの策定に関する今後のパブリックコメントの実施につきましては、案を作成後に実施してまいりたいと考えております。八潮市パブリックコメント手続実施要綱で定めているとおり、意見を提出できる方につきましては、市内の小中学校に児童生徒が通う保護者に限定していないため、前回と同様に、意見を提出できる方全てを対象に、同じ条件で公表して広く意見をいただきたいと考えております。」と答弁しました。

(2) 令和5年度当初人事について

今年度の退職者は小中合計6名、異動につきましては、転出が21名、市内異動が11名、小中学校間での異動が3名、新規採用が31名、転入が13名となっております。

(3) 市内小中学校の様子について

コロナウィルスは感染者数が少ない状況が続いておりますが、インフルエンザは2月末までで293名、学級閉鎖も発生している状況です。

次に4月以降のマスク着用の考え方の見直しにつきまして、県教育委員会から通知が出されており、4月からはマスクの着用を求めないことを基本とするとなっております。また、給食中の黙食についても強要はしないが、大きな声は出してはいけないとなっておりますので、資料を臨時校長会でお示しし4月に向けて準備を進めていきたいと思っております。

●高山文化財保護課長

(1) 第48回企画展「日々を装う」の実施結果について

私たちの生活に欠かせない衣服をテーマとした第48回企画展「日々を装う」の実施結果でございますが、1月21日から3月12日までを会期とし、開催日数43日、観覧者数は1,557人で行いました。

生活に密着したテーマであったことから、歴史に興味をお持ちの方に限らず多くの市民に観覧いただけたこと、また、観覧者に占める女性の比率が高いことが本展示会の特徴として見られ、今後企画展のテーマを選定するにあたり、大いに参考となるものでございました。

展示では、和服から洋服へと変化する日本人の服装、時代や社会情勢を反映した衣服、また、衣服を作り出す技術等を取り上げましたが、物を中心とした展示であったためか、観覧者にとっても理解しやすい内容であったと思われま

す。アンケートにおいても、「小さな空間にたくさんの中身の充実した展示ゆっくり拝見させて頂きました」、「古い着物が好きなのでとても楽しかった」、「東京家政大学・学習院大学・文化学園大学・杉野女子大学へ行っていますが、分かりやすい展示であった」等の感想が寄せられています。

市民目線に立った展示を心掛けたこともあり、新たな利用者の獲得につながったのではないかと考えております。

(2) 体験講座「藍染め(型染め)」の実施結果について

「藍染め」は、本市の伝統的な地場産業でもあり、浴衣生地の手染めとして発展した長板中型の技法を模して、巾着袋の型染めを行いました。

講座では、はじめに本市における染色業の歴史を学び、その後、型紙とヘラを使った生地への形付け、生地を藍甕に浸し染色する染めを体験しました。

参加者は、小学生2名を含む19名で、講座を通じて本市で染色業が発達した歴史的背景や伝統工芸技術の長板中型についてご理解いただけたのではないかと考えております。

(3) 第92回歴史講座「深谷の史跡めぐり」の実施結果について

歴史講座「深谷の史跡めぐり」は、近代日本経済の父と言われる渋沢栄一ゆかりの地をめぐり、その足跡をたどるとともに、本市にも工場があった日本煉瓦製造株式会社の旧煉瓦製造施設や煉瓦建築の文化財活用事例を見学し、本市で興隆した煉瓦産業の歴史の理解と文化財の保護と活用について考える機会とすることを目的に開催しました。

参加者数は24名、文化財を活かす取り組みを目にすることで、本市の文化財の保存と活用についての市民理解の浸透が図れたのではないかと考えております。

●山内学務課長

(1) 人事評価 最終結果報告

教職員の人事評価につきましては、教職員の資質及び能力の向上を図ることにより、学校の教育力を高め、教職員が協力して児童生徒を伸び伸びと健やかに成長させることを目的として、毎年実施しているものでございます。

・最終評価は、AからDまでであり、A評価が最も良い評価であり、B評価が標準的な評価段階でございます。・評価の分布につきましては、お手元の資料のとおりとなっております、校長につきましては、A評価が10名で66.7%、B評価が5名で33.3%となり、先ほどお伝えしたとおり、B評価が標準的な評価でございますので、大変良い評価となっております。また、その他に教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員とも、標準的な評価であるB評価以上となっております、C、Dの評価はどの職名につきましても0%でございました。このことから各教職員が1年間という教育活動の中で、自身の資質と能力の向上を図りながら、子どもたちの成長に尽くしてきたことが伺えます。今後も、人事評価を活用しながら学校の教育力を高めてまいりたいと考えております。

(2) 学校給食について

「学校給食費の収納状況」についてご説明申し上げます。4月から2月までの収納率でございますが、小学校が「99.96%」、中学校が「99.40%」、小中学校を合算した収納率は「99.76%」、未納額は「648,629円」となっております。

●和田指導課長兼小中一貫教育推進室長

(1) 令和5年2月・3月 事件・事故報告について

事件・事故報告は7件、内訳は、喫煙が1件、学校内での事故が2件、交通事故が1件、虐待疑いが1件、置き引きが1件、暴力行為が1件でございます。

喫煙は駅前公園で発生しております。学校内での事故は、1件目は体育の授業中の骨折、2件目は部活動中に意識を失い緊急搬送されましたが、検査の結果問題は見当たりませんでした。置き引きは小学生が公園で遊んでいたところ、お金が入っている荷物を取られてしまうということが発生しました。暴力行為は非行問題ではなく、特別な支援を要する子どもが突発的に起こしてしまったものになります。

(2) 八潮こども防災マイスター育成プロジェクトについて

2月25日に国土舘大学にて育成プロジェクトを実施いたしました。

今年度は17名の児童生徒に参加していただき、防災に関する講義や心肺蘇生法講習といった8つの講義を受講いたしました。子どもたちからは、今までは災害が発生しても何も出来なかったが、これからは主体的に行動ができそうという前向きな感想をいただいております。今後も事業内容の一層の充実を図りたいと思います。

(3) 令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果等について

入学者選抜試験が全て終了し、進路未定者が8名いる状況でございます。この8名につきましては、通信制高校を受験する子どもや、今は精神的に不安定な状

態が続いているので様子を見て進路を考えていく子どもや、家事手伝いをしながらハローワークで相談を受けていく子どもなど様々な状況がございます。

(4) 令和4年度八潮市立小学校六ヶ年、小中学校九ヶ年無欠席児童生徒について

今年度もライオンズクラブ主催の無欠席児童生徒の表彰が行われました。小学校は68名、中学校は38名が賞状と盾を受賞しました。

(5) 令和5年度会計年度任用職員について

今年度末で採用が切れることもあり、再度募集を行って応募をしていただき面接を実施いたしました。全67名の採用を予定しており、人員を確保することができました。

(6) 令和5年度八潮市小中一貫教育推進体制（案）について

来年度は小中一貫教育の推進を導入して18年目となります。

小中一貫教育推進委員会を中心とし、6つの部会にて学力・体力の向上と豊かな心の育成を図ってまいります。教育委員の皆様方におかれましては、引き続き様々な場面でご指導・ご助言をいただきますようお願いいたします。

●菅谷学校 ICT 推進課長

(1) 小学校プログラミング教育について

小学校のプログラミング教育は、令和2年度から必修化となっており、教育委員会では、令和3・4年度の2年間、柳之宮小学校をプログラミング教育研究校として指定を行い、同校の先生方や民間の企業にもご協力をいただきながら、授業での実践等を踏まえ、検討を行ってまいりました。

2年間の研究内容については、先月行われた「八潮の教育合同報告会」でも柳之宮小学校の先生から報告をいただいたところがございますが、この度、同校での取組をもとに、教育委員会において「小学校プログラミング教育の手引き」を作成いたしましたので、各校の実態に合わせ計画的に取り組んでいただくよう、周知を行ったものです。

(2) 令和5年度学校ICT推進課主催の研修予定について

こちらは、現在当課で予定している来年度の研修計画となります。

研修は主に4つの分類での実施を予定しており、まず左上(グーグル・まなびポケット)の欄で、来月に予定している「ICTスタート研修」では、新年度から新たに本市に着任した教職員等を対象に、本市の学校におけるICTの概要と基本的な操作方法について、集合型で行う研修となっております。

次に、その他の欄の4月から10月までに予定している「学校情報セキュリティ研修」です。こちらは全教職員を対象に、情報セキュリティの向上を目的とした研修となっており、各自の都合に応じてオンデマンド型で行う研修となっております。

このほか、資料に記載のある研修を含め、先生方の要望や必要性に応じて、適宜計画を行い、ICTの活用力向上に努めてまいりたいと考えております。

[教育長諸報告及び部課長報告・連絡事項の一括質疑]

なし

[教育長が定例会閉会の宣言をする]

会議終了。